

千葉県ソーシャルワーカー三団体連絡協議会会則

(名称)

第1条 本会は、「千葉県ソーシャルワーカー三団体連絡協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、県民福祉向上及び社会福祉専門職の地位向上のための普及啓発活動、提言活動を、社会福祉専門職能団体が協働して行なう事を目的とする。

(組織)

第3条 本会は、一般社団法人千葉県社会福祉士会、一般社団法人千葉県医療ソーシャルワーカー協会、一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会を構成団体とし、構成団体の代表者が共同で代表を務める。

(会議)

第4条 本会は、構成団体の役員による連絡会議を年2回以上開催する。

2 連絡会議は、事業の実施に際し必要に応じワーキングチームを設置することができる。

3 前2項に規定する会議に出席する構成団体会員の旅費等については、各構成団体において費用弁償を行なう。但し、連絡会議および構成団体役員会において認められる場合はこの限りではない。

(会費)

第5条 本会の会費は、年額1万円とする。

2 会費は、本会の運営および第2条の目的で実施する活動において、連絡会の承認を得て支出する。但し、活動時に別途実費分の参加者負担を求めることを妨げない。

(退会)

第6条 構成団体は、次に掲げる事情に当てはまる際は本会を退会する。

ア 他の構成団体に対し、6ヶ月以上前に文書によって通知し、その後取消しの意思表示をしなかったとき

イ 解散または廃止されたとき

(補則)

第7条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、連絡会議において別に定める。

(改廃)

第8条 この会則の改正または廃止は、連絡会議での協議による。

付則

第1条 この規則は平成23年4月1日から施行する。